

第14回定例教育委員会 会議結果

開催月日 令和2年1月22日（水）

開催時間 午前 9 時 00 分から午前 9 時 30 分まで

開催場所 教育委員会室

出席委員 教育長 市川 満
教育長職務代理者 三塚 憲二
委員 佐藤 喜美子、岡部 和子

出席職員 教育次長 齊木 邦彦
教育監 青柳 達也
学力向上対策監 初鹿野 仁
次長（総務課長） 小田切三男
福利給与課長 小尾 一仁
学校施設課長 後藤 宏 局付主幹 小俣 達也
義務教育課長 中込 司
高校教育課長 廣瀬 浩次 高校教育課 米山 正仁
高校改革・特別支援教育課長 本田 晴彦 主幹・指導主事
社会教育課長 保坂 哲也
スポーツ健康課長 丸山 正雄 高校改革・特別支援教育課
学術文化財課長 村松 久 課長補佐 中村 尚志
総務課総括課長補佐 小泉 治明 課長補佐 望月 公
総務課課長補佐 小林 宏行 主幹 手塚 雅仁
総務課課長補佐 入倉 俊幸 主幹・指導主事 荒川 昌浩
総務課副主査 渡邊 勲 副主査 杉山 賢司

傍聴人 1名

報道 1名

会議要旨

〔 教育長開会宣言 〕

1月17日、教育委員加藤正芳委員がご逝去されたことにあたり市川教育長からあいさつがあった。

1 議 案

第46号 山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則

[説明] 高校改革・特別支援教育課

三塚委員 今後の予定で、4校と定めている。来年度は身延高校。その予定を教えてください。

廣瀬課長 身延高校については、この4月から正式にスタートする。それから計画では、5年間で4校ということになるが、とりあえず2校については、すでに公表しているとおりの、白根高校と吉田高校。この2校については来年度準備校ということで1年間準備に充て、令和3年度からスタートということになる。もう1校は来年度選考を検討して参りたい。

【原案どおり決定】

第 47 号 山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

[説明] 高校改革・特別支援教育課

- 三塚委員 この独自の取り組みで、産業界代表を規定すると書いてあるが、普通高校にコミュニティースクールを設置した場合に、産業界の代表をあえてそこに入れる必要があるのか。例えば工業高校とか、そういった総合学科とかあるところならばまた別だと思うが、そういうふうな棲み分けみたいなことはする予定はあるのか。それともコミュニティースクールを設置するところには、産業界の代表を送り込むというふう考えているのか。その辺のところは何か分れば。
- 廣瀬課長 産業界の代表については、来年度の準備校となる白根高校につきましては、以前からインターンシップの活動に非常に力を入れており、特に普通高校についても今後キャリア教育の一環の中でインターンシップの充実を図る必要がある。そういった部分で地域の方々、産業界の方々の協力というのは非常に重要かと思うので、普通高校についても産業界の力というものは必要と考えている。それを入れるかどうかについては、やはり学校の考え方で、規定の中には一応その中から選べるというような形になっている。
- 三塚委員 その選択権というのは学校側にあるということか。
- 廣瀬課長 その通り。
- 市川教育長 教育委員会とも相談をしながらということ。
- 市川教育長 そこが大事。
- 佐藤委員 地域の子どもたちの問題を地域ぐるみで解決するという、そういう趣旨の下にこういう制度ができるということはすごくいい方向だなというふうに思う。ただ協議会の会長の権限と学校長の権限がうまく状態で行くことを期待するが、逆転するようなことがあるといけないということに危惧しており、その辺は規則で教育委員会と学校で最終決定ができるような規定となっているのか。
- 杉山副主査 第4条10ページのところになるが、第2項で学校運営協議会の承認された基本的、基本的な方針は承認するというとなっているが、その但し書きで承認が得られないような特別な事情がある場合については、対象学校の校長は承認を得ずに学校運営を行うことができるとなっている。この特別な事情というのは要綱で規定することとなっており、文部科学省のでも以前から例示をしている。例えば委員同士の意見が対立するだとか、学校運営に支障が生じかねないような事態が出たりだとか、そのような場合については特別な事情ということで、承認を得ずとも学校運営ができるとなっている。最終的には学校の校長が運営していく主体であることに変わりはないので、そういったようなところもCSの作り方という文科省の手引きのほうにも記載してある。それと要綱で具体的にそのような懸念がある時は承認を得ずとも運営することができるという記載をしている。

【原案どおり決定】

2 報告事項 な し

3 その他報告

- (31) 「やまなし特別支援教育推進プラン2020(仮称)」(素案)に対する
県民意見提出制度の実施について

[説明] 高校改革・特別支援教育課

三塚委員 以前配布された資料と内容に変更はないということで良いか。

本田課長 タイトルだけ。

- 三塚委員 かなりよくできていると思うので、パブコメで意見が集まるということは想定していないのではないか。
- 本田課長 かなり意見は出て来るのではないかと考えている。
- 三塚委員 パブコメの方法って、これ以外方法はないのだろうか、教育長。
- 市川教育長 これ以外の方法はないと思う。
- 三塚委員 集まればいいなと思ったんだけど。とてもよくできていると思って拝見したんだけど。
- 佐藤委員 先ほどのパブコメの集まりが、県のこういう施策とかに対して少ないということがある。それで資料を置く地域県民センターというのは、例えば中北とか富士北麓とか峡東とかの教育事務所があるという所と考えていいのか。
- 本田課長 基本的には同一の建物。
- 佐藤委員 市町村にもう少しPRというか、市町村役場のほうがまだ県民が行くと思う。富士北麓とか中北とかという所に足を運ぶということが余りないのではないと思うので、もう少し広く周知するには何か方法、まあホームページもあるが。
- 本田課長 県の広報でも県民意見募集というのをやっていることは載せたり、あとふれあいであるとか、そういったものでしていることはいるんだが、なかなかホームページに載っているということも周知するというのは結構難しいのかなとは思う。
- 三塚委員 永遠のテーマ、パブコメが集まらないのは。
- 岡部委員 この中身でもほとんど市町村と連携を持つようにと書いてある。そういう言葉がいっぱいあるので、おそらくやってくれるのかなと思うが。
- 本田課長 市町村に対してどんなふうには周知できるかちょっとすぐ考えて対応したいと思う。
- 市川教育長 市町村に送ればいいよね。これを送って、始まるのでと言って、また周知方お願い、お力添えをいただきたいというのをしておけばいいのかもしれない。

【 了 知 】

〔 教育長閉会宣言 〕

以 上